

○丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

令和元年11月20日
教育委員会規則第2号

(設置)

第1条 丹波市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の適正規模、適正配置計画における方針、教育環境整備の進め方等について検討するため、丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、丹波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議及び答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域団体の代表
- (3) 保護者の代表
- (4) 学校関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務の審議等の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が

会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この規則の施行日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(有効期限)

3 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。